



法務省民事局法務省民事局

如 自分のために



どんな制度ですから thu sth co the the condete 成年後見制度って

・監禁が割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことを ために外護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、 もよく判断ができずに契約を結んでしまい、繁徳潜法の被害にあう 方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話の するのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であって であるである。 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な おそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、 支援するのが脱弾後覚制度です。





また おか こうけん せい ど 成年後見制度には

tho tho combaton companies and the companies of the com どのようなものがあるのですか?

2つがあります。 こうがあります。 また、法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれてお り、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できるよう

になっています。 あるのでは、 法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見入 を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をす るときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行 為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。 等(脱幣設制汽・保佐汽・補助汽)が、本人の利益を考えながら、本人

#3 co c3 bh eo c 法定後見制度 [發寬] [操起] [補勤]

成年後見制度

任意後見制度

語でる語が問題の概要法定後見制度の概要

	後に	保存	補助
対象となる方	判断能力が欠けている のが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分 な方	判断能力が不十分な方
申立てをすること ができる人	本人、配偶者	本人、配偶者、四親等腎の親族、機察管、市町村長など(注1)	5町村長など(注1)
説幹餐買人等(成年 後買人・保佐人・補助 後買人・保佐人・補助 人)の同意が必要な 行為		民法13条1項脐是の待為 (注 2) (注 3) (注 4)	申立ての範囲内で家庭裁 判析が審判で定める「特 定の法律行為」(民法13条 1項所定の行為の一部) (注1)(注2)(注4)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以 外の行為	同上 (注2) (注3) (注4)	同上 (注2)(注4)
説解る説が等に与え られる代理権の範囲	財産に関するすべての法 律行為	申立ての範囲内で _家 延載 判所が審判で定める [特 定の法律行為] (注1)	同左 (注1)
制度を利用した場合 の資格などの制限	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を 大役員、公務員等の地位を 失うなど(注5)	医師、祝瑋士等の資格や会社役員、公務員等の地位を 大役員、公務員等の地位を 失うなど	
	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		H

- 本人以外の者の申立てにより、停走汽に裕連権を与える響判をする場合、本人の同意が必要になります。情節開始の審判や構 bity さらなる。 助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。 (世世)
 - 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。 5 世
- (注3) 家庭裁判所の警判により、民法13条1項所定の行為以外についても、茼意権・観消権の範囲とすることができます。
 - (注 4) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。
- (注 5) 公職選挙法の改正により、選挙権の制限はなくなりました。

までのおかまだが法に後見制度の事例

- ①本人の状況:統合失調症
- ②申立人:叔母
- いるのでである。 ②成年後見人:司法書士 ④成年後覚監督人:公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

低下しています。また、障害認定1級を受け障害年金から医療費を支出しています。本人の家族 亡母が残した自宅やアパートを相続し、その管理を行う必要があるため、母方の款苺は後覚開 本人は20年前に続峇吳闍漄を繋漄し、15年前から入院していますが、徐々に知的能力が 構成は母一人子一人でしたが、母が半年前に死亡したため、親族は母方の敬敬がいるのみです。 始の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について後見が開始されました。そして、母方の敬辱は、遠方 に居住していることから就革後覚光になることは困難であり、主たる後見事務は、不動産の登 記手続とその管理であることから、司法書士が成年後見入に選任され、併せて公益社団法人成 年後見センター・リーガルサポートが谠年後覚監督人に選任されました。

①本人の状況:中程度の認知症の症状

- ②申立人:長男
- ③傑佐茂:申立人



ることが多くなり、日常生活に支障が出てきたため、長男家族と同居することになりました。 **隣県に住む長男は、本人が住んでいた自宅が著精化しているため、この際自宅の土地、建物** 本人は1年前に夫を亡くしてから一人暮らしをしていました。以前から物忘れが見られま したが、最近症状が進み、買物の際に1万円札を出したか5千円札を出したか、わからなくな を売りたいと考えて、保佐開始の審判の申立てをし、併せて土地、建物を売却することにつ いて代望権付与の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について保佐が開始され、長男が保佐、人に選任されました。 長男は、家庭裁判所から居住用木動産の処分についての許可の審判を受け、本人の自宅を 売却する手続を進めました。

①本人の状況:軽度の認知症の症状

- ②申立人:長男
- ③補助人:申立人

本人は、最近お米を茆がずに 焼いてしまうなど、家事の失敗がみられるようになり、また、長男 が日中仕事で留守の間に、訪問販売員から必要のない高額の呉服を何枚も購入してしまいまし た。困つた長男が家庭裁判所に補助開始の審判の申立てをし、併せて本人が10万円以上の商 品を購入することについて飼意権付与の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について構助が開始され、長男が補助人に選任されて高意権 が与えられました。その結果、本人が長男に断りなく10万円以上の商品を購入してしまった場 合には、長男がその契約を取り消すことができるようになりました。 (注) 最高裁判所 [説年後覚関係事件の概況] から



どのような人が選ばれるのでしょうか? th an zo th にか成年後見人等には、

法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の登益法人その他の法人が選ばれる場合があります。就業後別人等を複数選ぶことも可能です。また、成業後別人等を複数選ぶことも可能です。また、成業後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあ 情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。本人の親族以外にも、 もなる時間である。 成年後見人等は、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事 ります。

役割は何ですか? tu ak こうけんにん 成年後見人等の

獣難られる 成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、 本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を 人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに 限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般 問題を設していましてはありません。 に成年後見人等の職務ではありません。

また、成年後見入等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受ける所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受ける



ことになります。

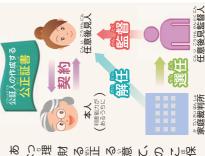
tive we wise the なっぱっぱっぱっぱっぱん 成年後見の申立てをする方がいない場合は、 どうすればよいのだしょうか?

身寄りがないなどの理由で、申立てをする人がいない認利症の高齢者、知め障害者、精神障害者の方の保護・支援を図るため、市町村長に法定後覚(後覚・保佐・補助)の開始の審判の申 立権が与えられています



どのような制度ですか? Ek n z3 ltk th g 任意後見制度とは、

産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正記書で結んでおくというものです。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意会見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後別監督人」の た場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理 人(任意後覚人)に、自分の生活、擦養署護や財 監督のもと本人を代理して契約などをするこ とによって、本人の意思にしたがった適切な保 ほこる 時間で 任意後見制度は、本人が十分な判断能力があ るうちに、将来、判断能力が不十分な状態になっ 護・支援をすることが可能になります。



任意後見監督人選任事例 ①本人の状況:脳梗塞による認知症の症状

②任意後見人:長女

3任意後見監督人:弁護士

** 塞で倒れ、左半身が蘇鼻するとともに、認知症の症状が現れアパートを所有していることさえたれてしまったため、任意後見契約の相手方である長女が任意後見監督人選任の審判の 本人は、長年にわたって自己の所有するアパートの管理をしていましたが、判断能力が低下した場合に備えて、長女との間で任意後見契約を結びました。その数か月後、本人は脳疑

申立てをしました。 家庭裁判所の審理を経て、発養上が怪意後買監督人に選任されました。その結果、長女 が任意後買人として、アパート管理を含む本人の財産管理、身上監護に関する事務を行い、 これらの事務が適正に行われているかどうかを任意後買監督人が定期的に監督するよう こなりました。 (注) 最高裁判所 [成年後見関係事件の概況] から



費用はどのくらいかかるのでしょうか? **年後覚制度を利用したいのですが**

までのまずし でず が 法定後見開始の審判の申立てに必要な費用について

	SS 明	保存	補助
申立手数料(収入印紙)	800田	800円 (注6)	800円(注7)
登記手数料(収入印紙)※	2,600円	2,600円	2,600円
その他	連絡用の	連絡用の郵便切手(注8)、鑞	鑑定料(注9)

※当分の間、登記印紙も使用することができます。

|操徒||に代理権を付与する審判又は保佐||の同意を得ることを要する行為を追加する審判の申立てをするには、申立 てごとに別途、収入印紙800円が必要になります。 (9 共)

まな数し、 いが なまるには、補助人に同意権又は代理権を付与する審判を同時にしなければなりませんが、これらの 補助開始の審判をするには、補助人に同意権又は代理権を付与する審判を同時にしなければなりませんが、これらの 申立てそれぞれにつき収入印紙800円が必要になります。 (/ 烘)

申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。 (8 共)

(注 9)後見と保佐では、必要なときには、本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するために、医師による鑑定を行いま すので、鑑定料が必要になります。鑑定料は個々の事案によって異なりますが、ほとんどの場合、10万円以下となっ ています。

申立てをするには、声籍謄本、登記事項証明書、診断書などの書類が必要です。これらを入手するための費用も別途 かかります(中立てに必要な書類については、中立てをされる家庭裁判所にご確認ください。)。 (01世)

資力が乏しい方については、日本司法支援センター(愛称「法テラス」)が行う民事法律扶助による援助(申立代理人 * 費用の立替えなど)を受けることができる場合があります。詳しくは送テラスの相談窓口 (コールセンター 0570-078374)へお電話<ださい。 (上)

(2) また、法定後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市町村もあります。詳しくは各市町村の窓口へ お問い合わせください。

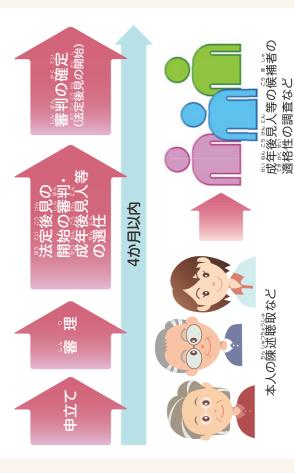
係意後見契約公正証書の作成に必要な費用について (0)

11,000円	1,400円	2,600円	本人らに交付する正本等の証書代、登記巁託書郵送用の切手代など
こう ぜかしょうしょ 公正証書作成の基本手数料	23 章 Uz/tz/ 登記嘱託手数 料	登記所に納付する印紙代	その他

申立てから開始までどれくらいの期間が 戦等後覚制度を利用したいのですが、 かかるのでしょうか?

多くの場合、申立てから法定後覚の開始までの期間は、4か月以内となっています。鑑定手続や成準後覚が等の候構著の適格性の調査、本人の陳述聴取 ^{踏き}。 整理期間については、個々の事案により異なり、一概にはいえませんが、 などのために、一定の審理期間を要することになります。





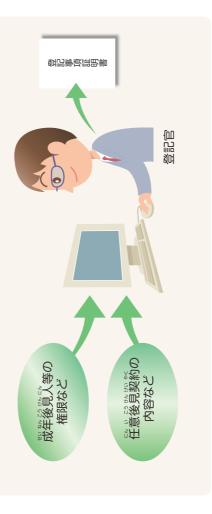
自分のために みんなの安心 成年後見登記



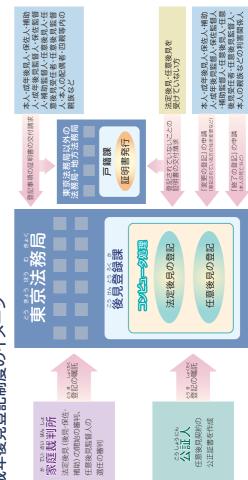


tho ah co th co a th co de the co どんな制度ですか?

どをコンピュータ・システムによって登記し、登記官が登記事項を証明 した登記事項証明書 (登記事項の配明書・登記されていないことの証 戦験である。 数年後見登記制度は、成年後見入等の権限や任意後見契約の内容な 明書)を発行することによって登記情報を開示する制度です

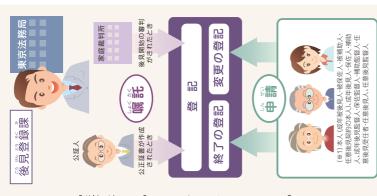


戦後のできずい。 成年後見登記制度のイメージ



登記はどのように されるのですか? が強いる

東京法務局の後児登録課で、全国の成年後児登記事務を行っています。後間開始の審判がされたときや、任意後児契約の公正証書が作成された 人からの嘱託によって登記されます。 どにより登記内容に変更が生じたとき どの利害関係人も行うことができます。 登記の申請は、警留郵便で行うこと また、登記されている本人・成年後覚 人など(※1)は、登記後の住所変更な は「変更の登記」を、本人の死亡などに より法定後見または任意後見が終了 したときは「終了の登記」を、申請する 必要があります。この「変更の登記」 「終了の登記」の申請は、本人の親族な ときなどに、家庭裁判所または公証



証明書を利用することができますか? 証明書・登記されていないことの どのようなときに、登記事項の

わって財産の売買・介護サービス提供 契約などを締結するときに、取引相手 後見)を受けていない方は、自己が登 に対し登記事項の証明書を提示する ことによって、その権限などを確認し ます。また、成年後見(法定後見・任意 記されていないことの証明書の交付 たとえば、散筆後覚児が、本人に代 てもらうという利用方法が考えられ を受けることができます。



されていないことの証明書の交付請求を 記事項の証明書・登記 するのですか? どのように整

請求者の住所、氏名、生年月日および 記明書の交付請求をする場合には、 資格(本人との関係)などを記載した 申請書に、下記の額(※2)の収入印紙 ※慢急等等(あて名を書いて、切手を る際には、免許証・保険証など本人確認 貼ったもの)を同對して郵送で行うこ ともできます。なお、証明書を交付す のための資料の提示・提供をお願いし ております。郵送で請求される場合に は、コピーしたものを同封いただきま (手数料)を貼り、必要な添付書面(※3) を添えて請求してください。請求は、 すようご協力願います。

交付請求資格のある方

窓口での証明書の交付は、東京法務 10 局民事行政部後見登録課および東京 法務局以外の各法務局・地方法務 戸籍課で行っています。



长

公公

(東京法務局以外の) 法務局・地方法務局戸籍課 東京法務局民事行政部後見登録課

**2 登記事項の証明書 (適につき 550円 会記されていないことの証明書 (通につき 300円 **3 本人の配偶者または四親等内の親族が証明書の交 **3 本人の配偶者または四親等内の親族が証明書の交

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 東京法務局民事行政部後見登録課 TEL: 03-5213-1234 (代表)

03-5213-1360 (ダイヤルイン)

参照してください。)、または法務省のホームページ (http://www.moj.go.jp/) いまなる。 証明書の申請書用紙は、最寄りの法務局・地方法務局(最終ページの電話番号一覧

7102-8226 て記録の記載をすることもできますが、その場合には、養住災を添付することが必要となります。 付請求をする場合には、親族関係を証する書面として声籍謄抄苯や怪民票等を添付する必要がありま また、本人から養任を受けた代増、人が、本人に代わっ

の成年後見制度のページなどでお取り寄せ願います

オンラインによる登記の申請や証明書の 交付請求をすることはできますか?

変更および終了の登記の申請や登 記事項の証明書および登記されてい ないことの証明書の交付請求は、自宅 やオフィスからインターネットにより 法務省のホームページにあるオンラ イン申請システムを通して行うことも **ではます(※注)。**

(注1)オンライン申請を行うには、認証機関から発行される電子証明書を取得する必要があり、利用できる認 (注2)手数料の額、手数料の納付方法、その他オンライン申

オンライン申請のイメージ 請求者 変更・終了の登記の申請

オンラインで証明書を請求するときの 請の利用方法については、法務省ホームページ上の 証機関は法務省ホームページに掲載されています。 'オンライン申請」のペーツを引覧へださい。

手数料はどのようになりますか?

り行う場合には、電子データによって 交付される「電子的な証明書」を求める 方法と、従来どおりの紙の証明書の交 付(郵送に限ります。)を求める方法とた 記明書の交付請求をオンラインに、 あります。

りの額の手数料を電子的に納付しなけ それぞれの場合について、次のとお ればなりません。

詳しくは、法務省ホームページ内の 「オンライン申請」のページを参照願 ら来す。

説明書の 種類 紙の証明 電子65な証明 整心事項の 証明書 380円 320円 登記されて いたいことの 計明書 300円 240円			
	電子的な証明	320円	240円
証明書の 権類 登記書項の 証明書 登記されて いないことの 評明書	紙の証明	380⊞	300日
	証明書の 種類	登記事項の 証明書	登記されて いないことの 評明書

比較	師理の鋏	620円	300日
*窓口・郵送による請求との比較	証明書の種類	会記事項の証明書	登記されていない ことの証明書

誰が登記事項の証明書・登記されていない 証明書の交付を請求できますか? にたの

証明書の交付請求ができる方は、取引の安全の保護と本人のプライバシー保護の調札を図る観点から、登記されている本人、その配偶者・Ö規等のの親族、成年後見人など一定の方に限定されています。なお、取引相等のの親族、成年後見人など一定の方に限定されています。なお、取引相 手であることを理由に、請求することはできません。



こ 講工の禁治産・準禁治産の 記載はどうなるのですか?

受けている方は、平成12年4月から、それそれ「成準後後覚人」および「被保佐人」 町村へ通知がされ、禁治産および準禁 動きが | 禁治産」および「準禁治産」の宣告を どは、戸籍から登記への移行の登記申 請をすることができます。この登記がさ と、禁治産および準禁治産の戸籍上の とみなされます。また、「後覚人」および 『震声』は、それぞれ「成年後見人」およ び「保佐人」とみなされます。これらの れると、登記官から本人の本籍地の市区 ます。なお、この登記の申請がされない 本人、配偶者、回親等内の親族のほか 記載はそのままとなります。



戦争の動物で 数年後見制度についてわからないことがありましたら、下記までお問い合わせください。

成年後見制度について

lis ましょうが じ きょくが じ かいじ みんち (代表) 大務省民事局参事官室 TEL:03−3580−4111(代表)

成年後見登記制度について

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

03-5213-1360 (ダイヤルイン)

TEL: 03-5213-1234 (代表)

- TEL:0570-078374 (コールセンター) ■ 送テラス(日本司法支援センター)
 - |各市町村の地域包括支援センタ-|障害者の相談窓口は各市町村)
- 全国の弁護士会
- 全国の司法書士会
- (公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート)
 - ■日本社会福祉工会及び各地の
 - 「権利擁護・成年後見センターばあとなあ」
 - ●全国の社会福祉協議会

TEL03-3502-8050 ●日本公託人連合会

任意後見契約について

全国の公証役場

成年後見制度を利用するための申立ての手続や 必要書類、費用などについて

全国の家庭裁判所

記事項証明書の交付請求、申請用紙などについて

亲良地方法務局	華地方法務	和歌山地方洪潔局	古屋法務	地方法務	阜地方法	井地方法務	金沢地方法務局	山地方法務	明報共和七
03-5213-1360	045-641-7976	048-851-1000	043-302-1316	029-227-9911	028-623-6333	027-221-4466	054-254-3555	055-252-7176	026-235-6611
三	5万法然同	5ま地方法務局	b 方 子 所 然 同	5万法務局	回案 ガイ 対 別 回	回端形代	5万法務局	九法務局	5. 计字数配

082- 083- 086- 0857-	広島法務局 旧口地方法務局 国口地方法務局 局取地方法務局 鳥取地方法務局 松江地方法務局	026-235-6611 025-222-1561 06-6942-9459 075-231-0199 078-392-1821
082	田田地の地面日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	26-235-6611
076-	- 一	155-252-7176
-9/0	金沢地方法務局	154-254-3555
0776	福井地方法務局	127-221-4466
-850	岐阜地方法務局	28-623-6333
-690	通常力计器回	129-227-9911
900		200 200

	0852-32-4230	網州
	0857-22-2260	取地方法務
	086-224-5659	上街方浜
Ħ	083-922-2295	5、江湖
岬	082-228-5201	99
#	076-441-0550	雷山地方法然局
那盟	076-292-7829	金沢地方法務局
(H)	0776-22-5090	福井地方法務局
鹿児	058-245-3181	岐阜地方法務局
能才	059-228-4192	神地力洪紫丽
K.	052-952-8111	名古摩法務局

2-721-6 5-820-6 7-532-6 6-364-7 6-359-6 8-854-7 7-225-6	· T
法務局 09 09 09 09 09 09 09 09 09 09 09 09 09	おいけば回
2-4692 2-4692 2-5131	2-2295 LLJ
1.840001.040	100

019-624-1141 017-776-912 017-779-231 011-709-231 011-708-38-1165 016-38-1165 0154-31-5015 088-622-4171 088-622-3331

函館地方法務局 旭川地方法務局 釧路地方法務局

「気が紫周

高松法務局 徳島地方法務局 高知地方法務局 松山地方法務局

法務省のホームページ・アドレス

http://www.moj.go.jp/

リサイクル適性(A) この回答物は、印刷用の低へ リサイクルできます。

(平成26.9)